

決 裁	委員長	職務代理	委員	委員	5杉選第346号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第25回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年7月17日(水)		午前10時00分から 午前10時30分まで		
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案 第27号	在外選挙人名簿の登録について			決定
	協議事項	公職選挙法等改正要望事項の提出について			了承
委員長	これから令和6年第25回の定例会を開催します。				
	＜在外選挙人名簿の登録について＞				
委員長	議案27号について事務局から説明をお願いします。				
局長	在外選挙人名簿の登録についてです。根拠法令は公職選挙法第30条の2第3項、同法第30条の4第1項及び第2項、同法第30条の5第4項及び第5項、同法第30条の6第2項及び第3項、同法第30条の11及び同法施行令第23条の5及び同法施行令第23条の6になります。登録日は本日令和6年7月17日で、登録者数は男性10名、女性10名の計20名が新規登録者となり、登録決定後、領事館を通して在外選挙人証を交付します。登録を行わない旨の通知者は1名です。登録の抹消者は男性7名、女性7名計14名で登録者総数は7月17日現在で1,353人となっています。説明は以上です。				
委員長	議案27号について、質問はありますか。				
職務代理	登録を行わなかった旨の通知者が1名おりますが、どのような理由ですか。				
局長	在外公館が把握している居住地に住んでいることが確認できなかったので不登録になります。				
与島委員	ワーキングホリデーの場合は、このようなことがよくあると思います。例えば、1年くらい留学で行く場合がありますがいかがですか。				
局長	通常は何かあった時のためにワーキングホリデーであっても在外公館へ届出を行い、事件等があった時に安否確認を在外公館は行うようになっております。				
委員長	ほかに質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。				
一同	異議なし。				

	＜公職選挙法等改正要望事項の提出について＞
委員長	協議事項について事務局から説明をお願いします。
局長	全国市区選挙管理委員会連合会から公職選挙法等改正要望事項の提出について依頼がありましたので説明します。最後に添付しております公職選挙法等改正要望事項取扱要領の2項に従い、支部長が年に一度要望事項の調査を行うことになっており今回協議事項としてお諮りするものです。要望事項がある場合は別紙「令和6年度公職選挙法改正要望事項回答書」に必要事項を記載して支部長宛て提出しますが、平成26年度から令和6年度の改正要望事項一覧です。既に提案されているものは除きます。なお、本委員会では昨年度「手話通訳者等を要する場合の拡声器の使用について」等4項目の改正要望を出しております。説明は以上です。
委員長	協議事項について質問はありませんか。
職務代理	要望として各自治体が出しても支部、役員会等を経て、支部総会で最終的に決定したものを総務省に提出されることになるのですか。
局長	その通りです。
職務代理	今回の東京都知事選挙は様々な問題点がありましたが、特に次の3点については改正要望として回答するのはいかがでしょうか。1点目は公営掲示板の譲渡、2点目はQRコードによる違法サイトへの誘導、3点目も公営掲示板に関する事で、特に届出番号49番以降の候補者への対応は問題があると考えます。
局長	3点目の公営掲示板に関する事で、特に届出番号49番以降の候補者への対応ですが、今回クリアファイルでの対応となりました。公職選挙法等改正要望事項に馴染むのかやや疑問があるように思います。掲示板の譲渡に関しては一部政党なども動き始めたとの情報もあります。我々が要望するよりも早く方針が出るとも考えられます。
法規担当係長	要望書提出までのスケジュールを簡単に説明しますと、来週24日までに要望内容について委員の皆様のご意見をまとめて、要望を出す場合は8月21日に議案として提案し、8月30日までに全選連東京支部へ提出します。短い期間で申し訳ございませんが、要望事項があれば次回、24日の定例会でご意見をいただければと存じます。
委員長	ほかに質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜その他＞
委員長	その他について事務局から説明をお願いします。
局長	寄附禁止のパンフレットをお配りしています。7月に入り地域のお祭りなども盛んにおこなわれますので、区議会議員、町会等に配布する予定です。今回は、チラシにチェックリストを挟んであります。禁止行為についてわかりやすくなっていると思います。
委員長	その他について質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいですね。
一同	異議なし。
委員長	ほかにありませんか。

職務代理	街にRのシールが貼ってありますが、把握していますか。
法規担当係長	中杉通りについて調べたところ主に電柱や区が管理している街路灯に「R」のシールの他「ヘイトをするな」等のシールが貼られていました。既に本選挙管理委員会事務局も警察も把握しています。また、区の土木部門から剥がしても公職選挙法上問題はないかとの問い合わせがあまりました。特に掲示責任者等の記載もないためこの政党等といった特定はできませんが、土木部門に対しては管理権に基づき剥がして問題ない旨説明しましたので、区が管理しているものについては早晚剥がされるものと考えます。
委員長	ほかにありませんか。無いようでしたら、令和6年第25回選挙管理委員会定例会を終了します。

	局長	次長	主査	作成者	第25回定例会 令和6年7月17日
回議					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。